諮問日：平成２８年２月１０日（平成２７年度（情）諮問第８号）

答申日：平成２８年６月３日（平成２８年度（情）答申第１号）

件　名：大阪高等裁判所における特定事件の文書と記録の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答　　申　　書

第１　委員会の結論

「２７年（く）４０７号の文書と記録」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示申出に対し，別表の番号１から４までの各文書名欄記載の文書（以下，番号１のものを「文書１」といい，順次「文書２」，「文書３」，「文書４」といい，これらをまとめて「本件各対象文書」という。）を対象文書として特定し，文書１の一部を開示するとともに，文書２から文書４までに係る情報の一部を提供した判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第２　事案の概要

本件は，苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し，大阪高等裁判所長官（以下「原判断庁」という。）が平成２７年１１月２５日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第１１の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人の主張は，判然としないが，平成２７年１２月２８日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書及び平成２８年１月２５日付け補正書の記載を総合すると，概ね次のとおりと解される。

１　本件各対象文書について，原判断において不開示とされた部分（以下「不開示部分」という。）は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）５条１号又は４号に規定する不開示情報には当たらないから，

取扱要綱記第２の２の不開示情報に当たらない。

２　本件各対象文書以外にも本件開示申出文書は存在するはずである。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は，理由説明書によれば，以下のとおりである。

１　原判断庁が開示するなどした本件各対象文書には氏名等が記載されており，これらは文書ごとに全体として法５条１号に規定する個人識別情報に相当するところ，別表不開示箇所欄に記録された同表不開示情報欄記載の各情報（検察庁職員の印影に係る情報は除く。）については，同号イ，ロ及びハのいずれにも相当しない情報であり，取扱要綱記第３の２による部分開示も相当でない。また，同表中，文書３の検察庁謄本送付欄に記録された検察庁職員の印影に係る情報については，同条４号に規定する公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に相当する。

したがって，これらの情報は，取扱要綱記第２の２に該当し，不開示とすべきである。

２　苦情申出書の記載からすると，苦情申出人は事件記録の開示を求めていることがうかがえるが，仮にそうであるとしても，事件記録は専ら裁判事務のために作成された文書であるから，司法行政文書開示手続の対象とはならない。また，その他，本件各対象文書以外に，本件開示申出文書に該当する司法行政文書は存在しない。

３　したがって，原判断は相当である。

第５　調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

①　平成２８年２月１０日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年３月７日　　審議

④　同年４月１１日　　審議

⑤　同年６月１日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件各対象文書は，別表の文書名欄記載の各文書であり，文書２から文書４までについては，本件開示申出に係る事件に関する部分のみが情報提供の対象とされている。原判断庁は，それぞれの一部について，法５条１号又は４号に規定する不開示情報に相当する情報が含まれているとして，取扱要綱記第２の２に基づき，不開示とする原判断を行った。

これに対し，苦情申出人は，不開示部分は，不開示情報に該当しないなどと主張して苦情申出をし，一方，最高裁判所事務総長は原判断が妥当であるとしていることから，以下，不開示部分の不開示情報相当性について検討する。

(2) 不開示部分は，別表の不開示箇所欄に記録された情報であり，最高裁判所事務総長において，当該部分には，具体的には，別表の不開示情報欄に掲げる情報が記録されている旨説明するところ，本件各対象文書の体裁等に照らすと，不開示部分には，上記情報が記録されているものと認められる。

そして，本件各対象文書又はその一部は，いずれも，大阪高等裁判所が，特定の刑事事件に関連して，何らかの事務処理を行った旨が記載された文書又はその一部であると認められるから，本件各対象文書又はその一部ごとに，当該事件の当事者である個人に関する情報が記録されており，いずれも被告人等の氏名が記載されていることから，全体として，法５条１号に規定する特定の個人を識別することができる情報に相当すると認められる。また，別表の不開示箇所欄に記録された不開示情報欄記載の各情報（検察庁職員の印影に係る情報を除く。）の内容をみると，これらは，いずれも，同号イ，ロ及びハのいずれにも相当しないものと認められ，取扱要綱記第３の２による部分開示を相当とする事情もうかがわれない。

また，文書３に記録された検察庁職員の印影については，検察庁の担う事務の性質に照らすと，公にすると公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるとする最高裁判所事務総長の説明は，合理的であると認められる。

(3) したがって，不開示部分については，いずれも法５条１号又は４号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

２　本件開示申出文書の存否について

苦情申出人は，本件各対象文書以外にも本件開示申出文書が存在するはずであると主張するようであるが，これが存在することをうかがわせる事情はない。苦情申出人の主張からは，事件記録の開示を求めているとも考えられるが，仮に事件記録が存在したとしても，事件記録が取扱要綱記第２本文に定める司法行政文書の開示の手続の対象となる司法行政文書に該当しないことは明らかであって，同手続の対象にはならない。

したがって，本件各対象文書以外に本件開示申出文書が存在するとは認められない。

３　原判断の妥当性について

以上のとおりであるから，本件開示申出文書を本件各対象文書と特定した上で，その一部に法５条１号又は４号に規定する不開示情報に相当する情報が記録されているとして，取扱要綱記第２の２に基づき不開示とした原判断については，大阪高等裁判所において本件各対象文書以外の本件開示申出文書を保有しているとは認められず，また，その不開示とした部分がいずれも不開示情報に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委　員　長　　髙　橋　　滋

委　　員　　久　保　　潔

委　　員　　門　口　正　人

（別表）

平成27年11月25日付け司法行政文書開示通知書				
番号	文書名	不開示箇所	不開示情報	不開示理由
1	刑事事件記録等閲覧・謄写票（原符）	事件番号・被告人等氏名欄	被告人氏名	個人識別情報（法5条1号）
		申請人氏名欄	申請人氏名	個人識別情報（法5条1号）

平成27年11月25日付け司法行政文書の開示についての通知書				
番号	文書名	不開示箇所	不開示情報	不開示理由
2	刑事抗告等事件簿	申立人等欄	請求人氏名	個人識別情報（法5条1号）
		事件名欄	事件名	個人識別情報（法5条1号）
		原審事件番号欄	事件番号（年度，符号除く）	個人識別情報（法5条1号）
		原審終局結果欄	終局結果	個人識別情報（法5条1号）
		結果欄	終局結果	個人識別情報（法5条1号）
3	刑事申請事件処理簿	本案事件番号欄	事件番号（年度，符号除く）	個人識別情報（法5条1号）
		事件名欄	事件名	個人識別情報（法5条1号）
		申請人氏名欄	請求人氏名	個人識別情報（法5条1号）
		決定要旨欄	終局結果	個人識別情報（法5条1号）
		検察庁謄本送付欄	検察庁職員の印影	公共の安全等（法5条4号）
4	書留郵便物受領証（裁判所控）	事件番号欄	氏名	個人識別情報（法5条1号）
		備考欄	終局結果	個人識別情報（法5条1号）
		引受番号欄	書留引受番号	個人識別情報（法5条1号）

※法：行政機関の保有する情報の公開に関する法律